

環境省：二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金
(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)
(重点対策加速化事業) 充当事業



鹿角市再エネ推進補助金（地域向け電源導入促進事業） 市有地活用型太陽光発電事業 募集要領

1 目的

鹿角市では、脱炭素社会の実現に向け、2022（令和4）年3月に他市町村に先駆けゼロカーボンシティを宣言し、2030（令和12）年度のカーボンニュートラルの実現のため、具体的な施策と進行管理を取りまとめた鹿角市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定した。

こうした状況を踏まえ、同計画の目標達成に必要な再エネを市内で生み出し、「地域向け電源」として、地域に供給していくことが必要であることから、遊休市有地を活用した太陽光発電事業を実施する発電事業者を募集するものである。

2 事業の詳細

(1) 事業名称

鹿角市再エネ推進補助金（地域向け電源導入促進事業）
市有地活用型太陽光発電事業

(2) 事業概要

発電事業者は、市が指定する遊休市有地において、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和8年3月31日環地域事発第2603313号改正）の別紙2に掲げる重点対策加速化事業の「イ 地域共生・地域裨益型再エネの立地（キ）太陽光発電設備（地域共生・地域裨益型）g（a）」に基づき、太陽光発電設備を設置し、発電した電気を市内唯一の小売電力事業者である株式会社かつのパワーに売電することで、市内の電力需要家へ供給するものである。

本事業により設置される太陽光発電設備は「地域向け電源」に位置づけられ、市は、その導入に係る費用について支援する。

また、本事業は、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）」を活用するため、同交付金交付要綱等の趣旨を理解し適正に実施することが求められる。

(3) 事業内容

本事業の実施にあたっては、発電事業者として、地域の実状に沿った事業計画が、設置から発電、運転管理、維持管理及び撤去にわたり、立案されていることに加え、太陽光発電設備を設置する際の施設の利用面や性質等への配慮が十分か、カーボンニュートラルに資する取り組みであるかを考慮する必要がある。

事業内容は以下のとおりとし、詳細は別紙事業説明書による。

- ① 現地調査及び設置計画の作成
- ② 遊休市有地の普通財産貸付契約締結

- ③ 太陽光発電設備の設置工事
 - ④ 太陽光発電設備の運転管理、維持管理
 - ⑤ 株式会社かづのパワーへの電力供給
 - ⑥ 発電状況等の記録、報告
 - ⑦ 温室効果ガス排出量削減効果の計測・検証
 - ⑧ 各種法令の規定に基づく届出等の手続き
 - ⑨ 補助事業活用における申請等
- (4) 事業期間
- 補助金交付決定後～令和9年（2027年）2月26日
- ① 事業着手は、補助金の交付決定後とする。
 - ② 運転開始日は、補助事業の規定に沿ったものとし、市及び株式会社かづのパワーと協議のうえ決定する。
 - ③ 運転期間は、運転開始日から太陽光発電設備の法定耐用年数である17年間を最短とする。前述の期間を超えた期間に関する取扱いについては、市及び株式会社かづのパワーと協議のうえ決定する。
- (5) 対象となる遊休市有地
- ① 旧雇用促進住宅駐車場敷
所在地：鹿角市尾去沢字新堀3番49の内
面積：2,000 m²
 - ② 旧柏木森住宅敷
所在地：鹿角市花輪字柏木森31番8の内
面積：1,020 m²
 - ③ 旧大湯財産区有地敷
所在地：鹿角市十和田大湯字上内野31番1の内
面積：2,000 m²
 - ④ 旧大清水分校敷
所在地：鹿角市十和田大湯字大清水139番の内
面積：2,000 m²
- ※ 実際に使用する土地面積は市と別途協議のうえ決定する。
- (6) 設置設備
- 発電事業者は、市と(5)に掲げる遊休市有地の普通財産貸付契約を締結し、太陽光発電設備（低圧）を設置するものとし、詳細は別紙事業説明書による。なお、遊休市有地の貸付料は、市の請求に従い別途支払うこととする。
- (7) 補助率等
- 補助率は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2に掲げる重点対策加速化事業の「イ 地域共生・地域裨益型再エネの立地（キ）太陽光発電設備（地域共生・地域裨益型）」の交付率等（1/2以内）とし、補助金の上限は1件あたり1,000万円とする。
- (8) 事業費用
- 本事業に係る必要な設備費、工事費、運搬費、維持管理費、設備撤去費等、全ての費用は発電事業者の負担とする。

株式会社かづのパワーに電力供給する際の契約単価は、発電事業者が上限額（15 円/kWh：消費税及び地方消費税を含む）の範囲内で設定し、計画するものとする。

契約期間における契約単価は一定額とし、当初の契約期間は 10 年以内とする。また、契約単価には本事業における一切の諸経費を含むものとする。

(9) 鹿角市再エネ推進補助金の申請

本プロポーザルで選定された発電事業者は、本提案をもとに鹿角市再エネ推進補助金を申請し、補助決定を受けなければならない。なお、本事業を実施しようとする場合は、国及び市が示す関係法令等を十分確認し、規定に従わなければならない。

3 発電事業者選定方法

本事業は公募型プロポーザルにより発電事業者を決定するものとする。

4 プロポーザル選定委員

発電事業者の選定は、鹿角市産業部長、商工振興課長、商工振興課ゼロカーボン推進室長及び室員若干名とする。ただし、所属先名称及び役職名称が変更になった場合は、同等の職の者を選定するものとする。

5 発電事業者決定までの流れ

- (1) プロポーザルへの参加を希望する者は、指定期日までに市に参加申込みをし、市から参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。
- (2) 参加者は、指定期日までに市に事業提案書等を提出したのち、プロポーザル選定委員の審査を受けるものとする。
- (3) 市は、対象となる遊休市有地ごとの審査の結果、得点が上位 1 位となった者を「発電事業予定者」、上位 2 位となった者を「次点者」として決定し、まず発電事業予定者と期間を定めて事業提案の内容をもとに補助申請について協議を行うものとする。
- (4) 上記(3)の期間内に市と発電事業予定者の協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 発電事業予定者等の決定に関する日程については、「14 プロポーザルのスケジュール」のとおりとする。

6 発電事業者の要件等

発電事業者は、市内に事業所（支店、営業所を含む）を置く者（個人の場合は市内に居住する者）で、次のいずれにも該当しない者とする。共同で事業を実施しようとする場合、代表者は市内に事業所を置く者とし、その構成員が分かるように示すこと。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者や暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する同条第 2 号に規定する事業者をいう。）
- (2) 次に掲げる業種を営む者
 - ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条

第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第 13 項に規定する接客業務受託営業

- ② 易断所、観相業、相場案内業
 - ③ 競輪・競馬等の競走場、競技団
 - ④ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
 - ⑤ 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）
 - ⑥ 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）
 - ⑦ 宗教
 - ⑧ 政治・経済・文化団体
- (3) 市税を滞納している者
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、市が不適当と認める者

7 参加申込・資格審査

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により申し込みをすること。

(1) 参加申込

以下の書類を、鹿角市産業部商工振興課ゼロカーボン推進室（以下「所管課」という。）に持参もしくは郵送により提出すること。なお、郵送の場合は提出期限必着とする。

- ① プロポーザル参加表明書（様式 1）
- ② 事業者概要書（様式 2）
- ③ 業務実績書（様式 3）
- ④ 市税の滞納がないことを証する書類

(2) 提出部数 正本 1 部

(3) 提出期限 令和 8 年 9 月 2 日（水）午後 5 時まで【厳守】

(4) 参加資格の審査

市は受け付けたプロポーザル参加表明書等により、参加を表明した者（以下「参加表明者」という。）が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格の審査結果について、「参加資格審査結果通知書」（様式 4）により、令和 8 年 9 月 9 日（水）までに参加表明者へ書面により通知する。

参加資格結果通知書を受領した者は、この決定について、通知日の翌日から起算して 5 日以内（土日祝日を除く）に、書面をもって所管課に説明を求めることができる。

(5) 参加を辞退する場合

参加表明者（参加資格の審査の後には、参加資格を満たしていると認められた者に限る。）又は参加者が参加を辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退書」（様式 5）に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、事業提案書締切日までに所管課に提出するものとする。

8 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問については、質問書を提出すること。

(1) 質問の提出方法

「質問書」（様式 6）に質問事項を記載のうえ、電子メールにより所管課宛てに送信すること。メールの件名は「地域向け電源導入促進事業に係るプロポーザル問い合わせについて（事

業者名)」とすること。

(2) 提出期限

令和 8 年 9 月 2 日（水）午後 5 時まで【厳守】

(3) 回答方法

質問に対する回答は、「質問回答書」（様式 7）により参加を希望する者全員（参加資格要件を満たさないことが明らかな者は除く。）に、電子メール又は F A X により、令和 8 年 9 月 9 日（水）までに回答する。但し、質問内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。また、参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、市は回答しないことができる。

9 事業計画書等の提出

(1) 事業計画書等の作成

本実施要領及び事業説明書に基づき、考えうる最適な方策を事業計画書等により応募するものとし、以下の書類を提出することとする。

なお、複数の事業に応募する場合は、事業ごとに事業計画書等を作成すること。

- ① 事業計画書等提出届（様式 8）
- ② 事業者概要書（様式 2）
- ③ 業務実績書（様式 3）
- ④ 事業計画書（鹿角市再エネ推進補助金交付要綱 様式第 2 号）
- ⑤ 事業内容書（任意様式）

用紙は日本産業規格 A 4 判とし、ページ数は表紙・目次を除いて 20 ページ以内とする。

また、事業内容書には次の内容を記載すること。

- ・事業の内容（設備の仕様書（カタログ、設計図等）、実施個所の概略図（設置場所を表示した位置図及び平面図）、現況写真（全景、設置場所））
- ・事業の実施体制
- ・事業実施のスケジュール

- ⑥ 事業費積算書（任意様式の見積書及び内容を様式 9 に記入）

本事業を実施するための事業費積算書（見積書及び見積内訳書を含む）を条件の範囲内で作成すること。

事業費は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別表第 1（交付対象事業費：設備整備事業）に掲げる区分、費目、細分の別に積算し、補助対象額を示すこと。

- ⑦ 収支計画書（任意様式）

運転期間中における収支計画書を作成すること。

収支計画には、発電事業の終了時における解体・撤去等に係る廃棄等費用を含むこと。

- ⑧ 土地の使用の権限を証する書類

土地の登記事項証明書（全部事項証明書、又は固定資産評価証明書）。

土地所有者と申請者が異なる場合は、土地所有者が運転期間中の土地使用に承諾した旨の書類（承諾書の写し、賃貸契約書等の写し）。

- ⑨ 市税の滞納がないことを証する書類

- ⑩ ①～⑨の電子データ

(2) 提出部数 1式

(3) 提出の方法

方法：(1)の①から⑨は所管課に持参もしくは郵送により提出

(1)の⑩は所管課に電子メール等で提出

10 事業計画の審査・認定

(1) 審査方法

書類審査により行う。

(2) 審査期間等

審査は、令和8年9月28日（月）～10月2日（金）の期間において、選定委員が行う。

(3) 発電事業者の認定

次に定める基準により審査、認定する。ただし、同点の際には審査委員の多数決により認定する。

審査基準		審査項目	配点
1	事業内容の理解	事業内容の目的を理解したうえでの計画であるか	10
2	事業工程の設定	事業特性を理解した工程が設定されているか	10
		設計・施工にあたり周辺環境に配慮した計画であるか	10
3	計画内容の精度	導入設備の内容や容量の具体的な計画があり、その実現性に妥当性があるか	10
		長期間の事業期間に対して、売電や適切な維持管理計画等、事業の継続性が見込まれる内容となっているか	10
		株式会社かつのパワーに売電する電気料金の試算に妥当性があるか	10
		事業実施中に見込まれる様々なリスクに対応できる計画になっているか	10
		土地の利用に関して十分な準備ができていないか	10
4	事業実施能力	十分な事業実績があり、過去の類似業務を行った実績があり、かつ本市でのエネルギーに関する事業を行った実績があるか	10
5	事業費積算額	事業費の積算は適正に算定されていて妥当か	10
計			100

評価結果	非常に 優れている	優れている	平均的	物足りない	全く満足 できない	採用 できない
評価割合	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2	0.0

※ 審査項目ごとに定めた配点に、評価割合を乗じた数を評点とする。

※ 採用できない評価結果があった場合や60点/100点に満たない場合は、発電事業者として認定されない場合がある。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、審査後、「プロポーザル審査結果について」（様式10）にて速やかに応募者へ

通知する。

認定された者以外の者は、その理由について通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜日、休・祝日を除く）に、書面をもって所管課に説明を求めることができる。ただし、審査経緯及びその内容に関する問い合わせには応じないものとする。

11 補助手続

認定され、5(3)による通知を受けた者は、速やかに鹿角市再エネ推進補助金交付要綱に基づき、申請するものとする。

12 その他

- (1) 応募者が次の事項のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ① 本要領に定める事項に違反した場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
 - ③ 本要領に定める方法以外で市職員、審査委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
 - ④ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったとして市が判断した場合
- (2) 事業計画に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (3) 事業計画の過程で得た情報等は本市に帰属し、市は調査手段等を含め公開・配布できるものとし（個人情報及び事業計画書の内容を除く）、応募者はこのことに同意のうえ申込みをすることとする。
- (4) 認定された場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示することはできないこととする。
- (5) 提出された事業計画書等は、これを返却せず、市の所有物として組織内で複写・配布を行う場合がある。また、鹿角市情報公開条例（平成9年鹿角市条例第27号）に基づく情報公開請求の対象となり、本条例の定めによる不開示情報を除いて開示される場合がある。
- (6) 提出期限後の提出書類の追加提出、変更及び差し替えは、これを認めない（ただし、軽微なもので市が認める場合を除く）。
- (7) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜本市が判断するものとする。

13 問合せ先及び書類の提出先

〒018-5292 鹿角市花輪字荒田4番地1
鹿角市産業部商工振興課 ゼロカーボン推進室
電話 0186-30-0249
FAX 0186-30-1515
E-Mail zero2030@city.kazuno.lg.jp

14 プロポーザルのスケジュール

市：公告開始	令和8年8月17日（月）
参加者：参加表明書提出期限	令和8年9月2日（水）午後5時

市：参加資格審査結果通知期限	令和 8 年 9 月 9 日（水）
参加者：質問書提出期限	令和 8 年 9 月 2 日（水）午後 5 時
市：質問書回答期限	令和 8 年 9 月 9 日（水）
参加者：事業提案書提出期限	令和 8 年 9 月 25 日（金）午後 5 時
市：審査結果通知（予定）	令和 8 年 10 月 5 日（月）※予定

事業説明書

1 現地調査及び設置計画の作成

鹿角市再エネ推進補助金（地域向け電源導入促進事業）公募型プロポーザル実施要領「2 事業の詳細（5）対象となる遊休市有地」に対し、現地調査を行ったうえで、提出した事業計画書に基づき、設置計画（設備仕様、設置方法、平面図及び立体図、工程及びスケジュール等）を示すこと。

(1) 現地調査

安全性と隣接地所有者等への影響に対する配慮が確保されることを前提として、効率的な発電・稼働等を踏まえた適切な設備容量、設計・施工・維持管理・撤去における課題、設置場所の状態等を調査すること。特に、隣接地所有者等への影響は当初から見込まれる日影、反射光、輻射熱及び騒音等だけでなく、広く検証し調査すること。

(2) 設置計画の作成

現地調査の結果を踏まえ、以下を必須項目として、設置計画を作成すること。

- ① 設備仕様（太陽光発電設備の容量、数量、重量、設置方法等）
- ② 設置図（平面図及びシステム構成図等）
- ③ 設置方法の詳細（工法、安全面、隣接地対策等）
- ④ 工程表及びスケジュール
- ⑤ 人員体制（統括管理責任者、各業務責任者、各業務従事者等）
- ⑥ 緊急連絡網

(3) その他

① 太陽光発電設備について

・「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電設備）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。

・出力 10kW 未満の太陽光発電設備を設置する場合、日本産業規格（JIS）C61215-1、C61215-2、C61730-1、C61730-2、C8993 の 5 つの規格、及びパネルの種類に応じて C61215-1-1、C61215-1-2、C61215-1-3、C61215-1-4 のいずれか 1 つの規格に適合するものであること又はこれらと同等の性能及び品質を有するものであることが確認できる太陽電池モジュールを用いること。なお、出力 10kW 以上の太陽光発電設備にあっても、これらの太陽光発電設備を利用することが望ましい。

② その他

・設置工事期間だけでなく、メンテナンス期間も含め、周辺に支障が生じないように計画すること。

・防災、環境保全及び景観保全を考慮し、土地開発及び発電設備の設計を行うよう努めること。

・関係法令及び条例の規定により、発電設備の設計を行うこと。設計を委託する場合、電気事業法など自らに義務が課されている法令を理解し、設計委託先に対して、適切な設計の実施を求めるとともに、その結果の確認を行うこと。

・電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務を遵守し、感電・火災その他人体に危害を及ぼすおそれ又は物件に損傷を与えるおそれがないように、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号、以下「電技省令」という。）・電気設備の技術基準の解釈（20130215 商局第 4 号、以下「電技解釈」という。）及び発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和 3 年経済産業省令第 29 号、以下「太技省令」という。）・発電用太陽電池設備の技術基準の解釈（20210317 保局第 1 号、以下「太技解釈」という。）と同等又はそれ以上の安全を確保した発電設備の設計を行うこと。

2 遊休市有地の普通財産貸付契約締結

対象となる遊休市有地は、市の普通財産であることから、市有財産の貸付けに関する規則（昭和 57 年鹿角市規則第 11 号）の規定に基づき、鹿角市総務部財政課管財地籍班に申請し、契約を取り交わすこと。なお、その他の事項に関しては、次に掲げるとおりとする。

・契約期間は、1 契約あたり最大 3 年間とし、必要に応じて再度申請のうえ契約締結すること。なお、設備を設置している期間は契約締結するものとする。

・設備の廃止、撤去が見込まれる場合は、速やかに同班に報告するとともに、返地に伴う原状回復について協議し、その決定に従うこと。なお、貸付期間の終了とともに返地する場合も同様とする。

・貸付料は同規則により算出された額とし、市が指示する方法により支払うものとする。

3 鹿角市景観条例施行規則に基づく届出

鹿角市景観条例施行規則（令和 3 年規則第 32 号）別表第 2 に基づき、必要な届け出を行うこと。担当課：建設部都市整備課計画管理班（電話：0186-30-0261）

4 設備の設置工事

遊休市有地の普通財産貸付契約締結後に設置工事（設置に伴う工事、申請手続き及びその関連業務を含む）を行うこと。また、当該地の自治会長を通じて、工事期間、内容（規模や重機使用期間など）を周知するため、詳細が確定し次第、市に申し出ること。

(1) 設置工事

設置計画をもとに、設計・施工した設備を設置すること。なお、市が施工に係る書類の提出を求めたときは、速やかに提出すること。

工事完成時には、市に実績報告書を提出するほか、以下のものを提出すること。なお、設置工事が不十分であると市が判断した場合は、必要な追加工事を命じることがある。追加工事は、発電事業者の責任と負担により応じること。

① 完成図面

② 施工記録（施工前・施工中・施工後のそれぞれが分かるもの）、各種許認可書の写し等（工事写真、工事監理記録、試験成績書及び各種許認可書の写し等）

③ 機器仕様図、取扱説明書

(2) その他

- ・電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務を遵守し、感電・火災その他人体に危害を及ぼすおそれ又は物件に損傷を与えるおそれがないように電技省令・電技解釈及び太技省令・太技解釈と同等又はそれ以上の安全を確保した発電設備の施工を行うこと。
- ・日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について事前に調査し、影響が懸念される場合には対策を施すこと。
- ・工事中の安全対策、近隣住民との調整等は、発電事業者において十分に行うこと。また、近隣住民からの要望、反対、苦情、トラブル等に対して、市と対応を協議のうえ、迅速かつ誠実に対応すること。
- ・設置工事に伴う資材や廃棄物等を周辺に影響がないように、関係法令や条例、自治体の指導等に従い、適切に処理すること。

5 設備の運転管理、維持管理

設備等が正常で適正な状態で運転できるよう、定期的に点検、調整及び必要に応じて部品等の交換を発電事業者の負担により行うこと。

(1) 保守点検及び維持管理

設備等の保守点検及び維持管理計画（実施体制、スケジュール、設備の交換時期等）を策定し、市に提出のうえ、発電事業者の責任で設備の運転管理、維持管理を行い、市に報告すること。また、管理が不十分であると判断した場合、市は改善するよう命じる場合がある。

(2) 設備の撤去

- ・発電事業の終了、設備の廃止及び撤去、その他の事由により事業の継続が困難となった場合は、発電事業者の費用負担と責任をもって設備を撤去すること。なお、土地の返地については、前述のとおりとする。
- ・補助金によって整備した設備等を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間内に廃止、撤去した場合、補助金の返還を求める場合がある。
- ・設備の撤去・廃棄にあつては、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- ・収支計画書には、設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に必要な経費を算定し、計上すること。

(3) その他

- ・関係法令及び条例等の規定に準じ、保守点検及び維持管理計画の策定及び体制の構築を行うこと。また、発電事業者は統括管理責任者を置き、維持管理業務のそれぞれに業務責任者を選出するとともに、緊急連絡網を作成し、市に報告すること。
- ・電気事業法の規定により保安規程の届出義務がある場合、この保安規程を踏まえた保守点検及び維持管理計画を策定すること。
- ・発電設備の事故、運転停止、発電電力量の低下などの事態が発生した場合の対応方針を関係者間で事前に定め、発生時と関係者との連携が円滑に実施できる体制を構築すること。
- ・大規模地震、大型台風、豪雪などの災害発生後は、必要に応じて設備だけでなく、近隣に損害を与えていないか確認し、被害拡大防止と安全対策に万全を期すこと。

- ・維持管理期間中に発生した近隣住民からの要望、反対、苦情、トラブル等に対して、市と対応を協議のうえ、迅速かつ誠実に対応すること。
- ・設備の故障、設計・工事等の不履行、維持管理費用の増大、天災等の不可抗力、市や第三者に対する賠償等、維持管理期間中において発生するリスクに対して、適切な保険に加入する等、具体的な対策を講ずること。
- ・補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

6 株式会社かづのパワーへの電力供給

設置した設備で発電した電力は、株式会社かづのパワーへ供給すること。

(1) 契約方法

発電事業者と株式会社かづのパワーの相対により、最大供給可能電力及び契約単価（1キロワット時あたりの単価）及び契約期間を明記した電力受給契約を市と協議したうえで締結するが、契約内容に変更が生じる場合は、別途協議するものとする。なお、基本料金の設定は行わず、契約単価のみとする。また、契約期間は最大 10 年とし、契約期間満了後は別途協議するものとする。

(2) 電力使用量

電力使用量は、検定を受けた電力計により計測しなければならない。

(3) 契約単価の請求、支払

株式会社かづのパワーは前述の契約に基づき、東北電力ネットワーク株式会社があらかじめ定める検針日に計量された電力量に契約単価を乗じた額を発電事業者の請求に支払う。

7 発電状況等の記録、報告

発電事業者は、株式会社かづのパワーへの電力供給量等を記録し、毎月、市へ所定の方法により報告すること。

8 温室効果ガス排出量削減効果の計測・検証

発電事業者は適切な計測・検証手法を導入し、設備設置による温室効果ガス排出量削減効果の計測・検証を行い、その結果を市に報告すること。

9 各種法令の規定に基づく届出等の手続き

事業実施にあたり、各種法令の規定に基づく届出等の手続きを要する場合には、所管官庁にて必要な手続きを行い、市へ報告すること。

10 補助金の申請等

補助金の活用にあたっては、申請、実績報告等のために必要な資料の作成、手続き等について適正に行うこと。また、本事業には、補助金の交付決定の後に着手すること。交付決定前に

着手した費用については、原則として補助の対象外となる。

11 その他

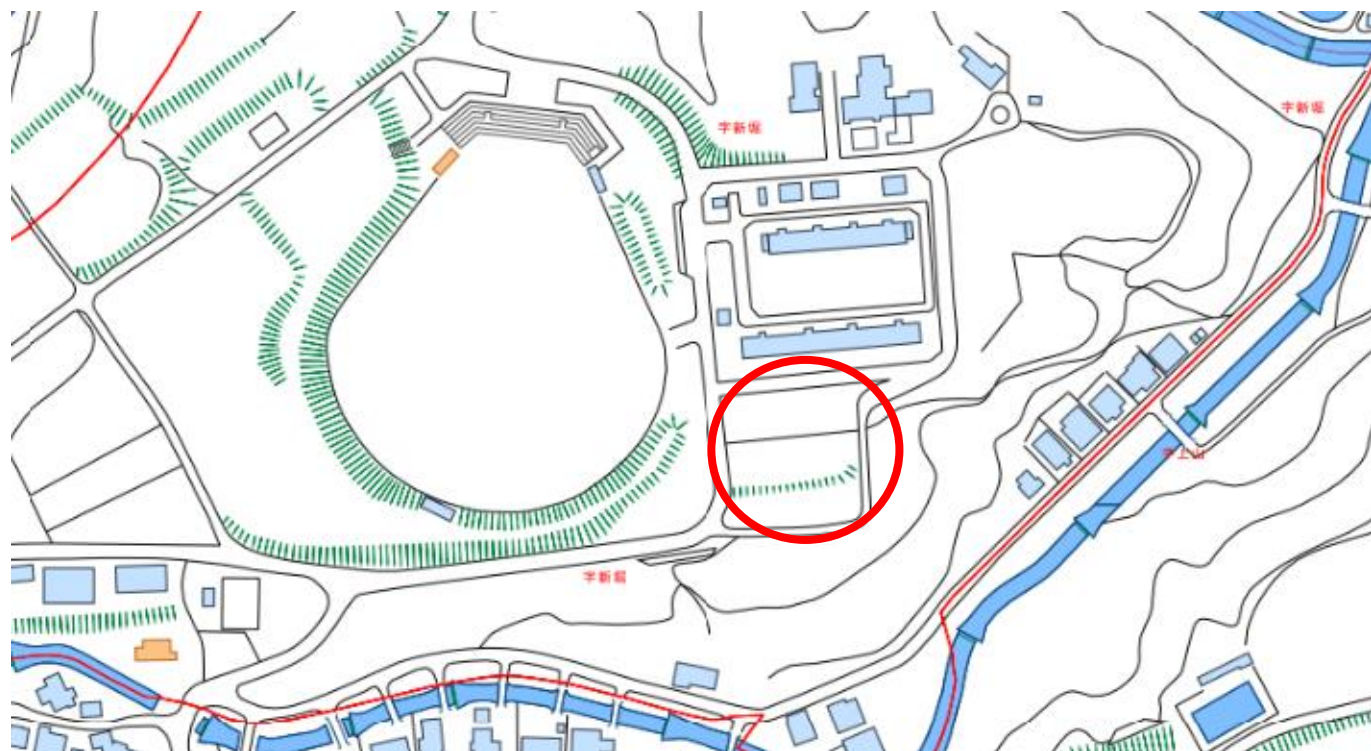
本事業の実施にあたっては、次に掲げるもののほか、市、株式会社かつのパワーとの調整を十分に行いながら進めること。

- ・本事業の履行にあたり知りえた事柄について、市の許可なく他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
- ・発電事業者からの提案が達成できないことによる損失は、発電事業者のみが負担するものとする。
- ・本書に定めのない事項について疑義が生じた場合、市と協議のうえ決定するものとし、発電事業者はその決定に従わなければならない。

事業用地 R 8 - 1

用地名称	旧雇用促進住宅駐車場敷
所在地	鹿角市尾去沢字新堀 3 番 49 の内
面積	2,000 m ²
地目	(登記) 雑種地 (現況) 宅地
貸付料	年額 112,000 円 (宅地評価 1/2)
備考	現状での貸し付けとなります。

【位置図】

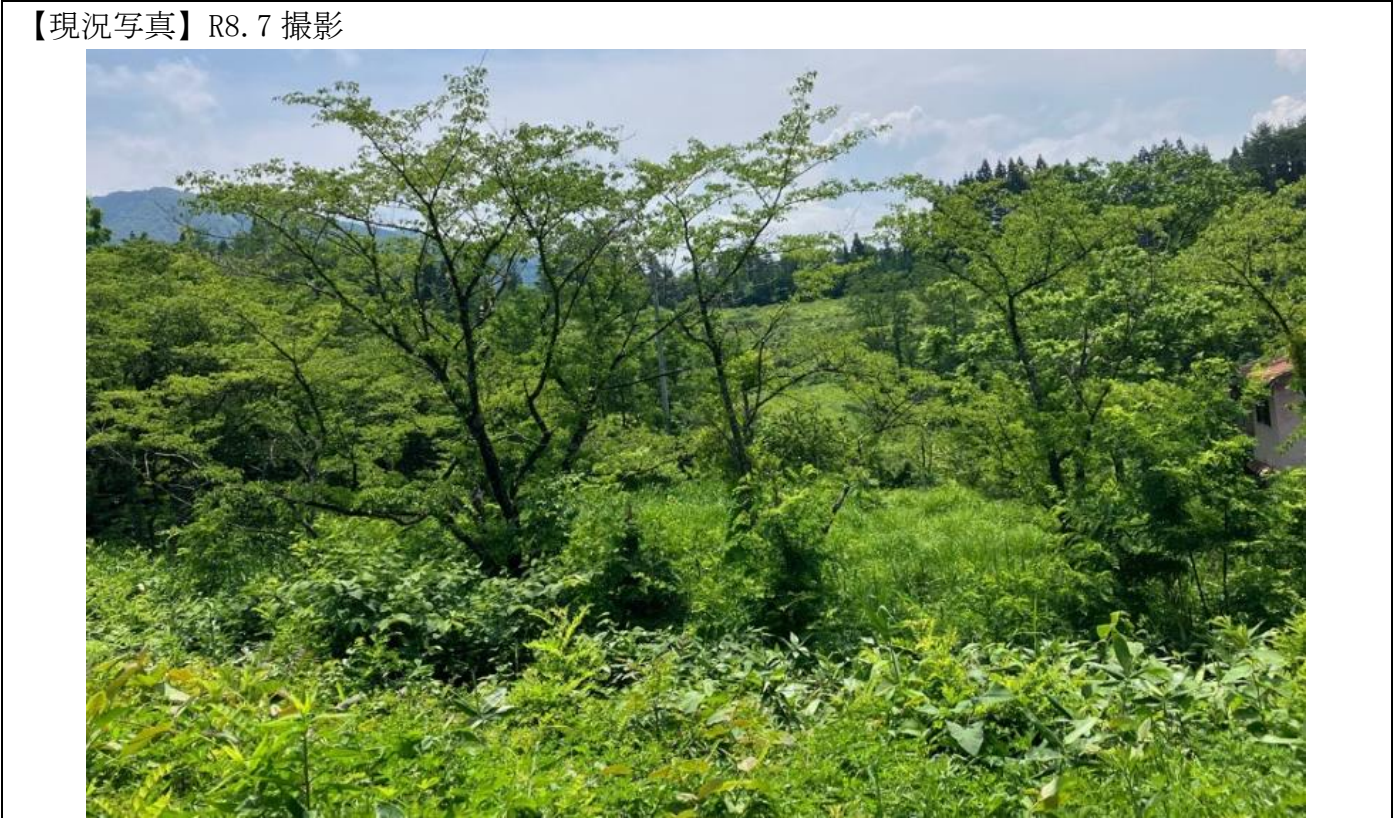
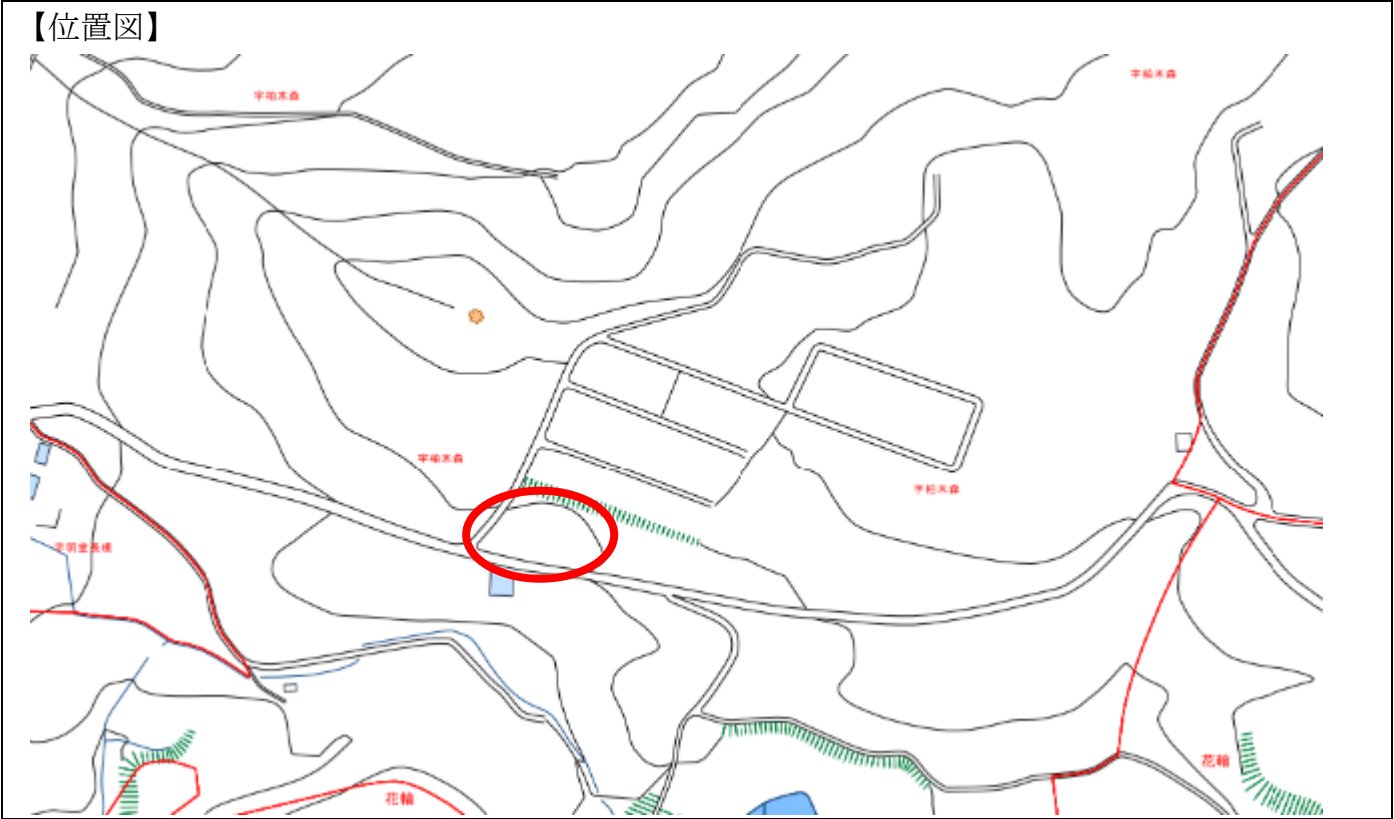


【現況写真】 R8.7 撮影



事業用地 R 8－2

用地名称	旧柏木森住宅敷
所在地	鹿角市花輪字柏木森 31 番 8 の内
面積	1,020 m ²
地目	(登記) 原野 (現況) 宅地
貸付料	年額 13,464 円 (収益事業の用に供する市有財産の貸付けに関する要綱適用)
備考	現状での貸し付けとなります。



事業用地 R 8－3

用地名称	旧大湯財産区有地敷
所在地	鹿角市十和田大湯字上内野 31 番 1 の内
面積	2,000 m ²
地目	(登記) 原野 (現況) 宅地
貸付料	年額 36,000 円 (収益事業の用に供する市有財産の貸付けに関する要綱適用)
備考	現状での貸し付けとなりますが、通路は常時通行できる範囲での貸し付けとなります。

【位置図】



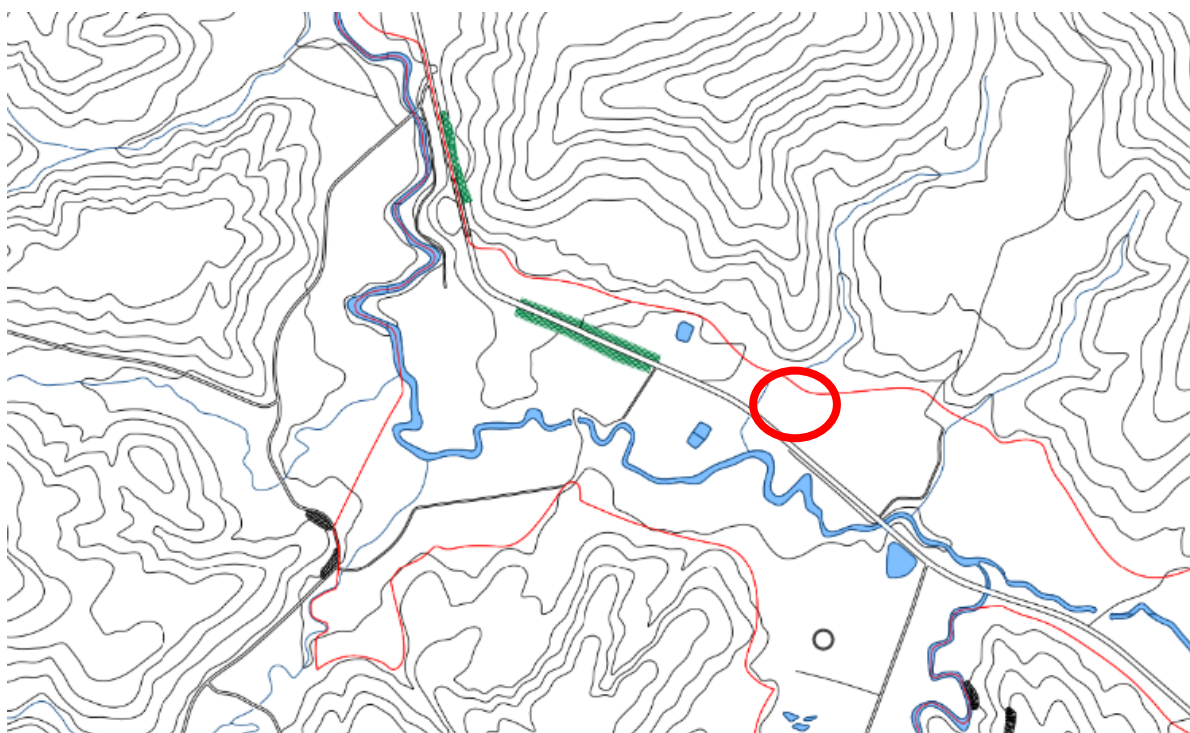
【現況写真】 R8.7 撮影



事業用地 R 8 - 4

用地名称	旧大清水分校敷
所在地	鹿角市十和田大湯字大清水 139 番の内
面積	2,000 m ²
地目	(登記) 宅地 (現況) 宅地
貸付料	年額 32,000 円 (宅地評価)
備考	現状での貸し付けとなります。

【位置図】



【現況写真】 R8.7 撮影



【様式 1】

年 月 日

鹿 角 市 長 様

所 在 地

商号又は名称

㊞

代表者職氏名

プロポーザル参加表明書

当方は、次の補助事業のプロポーザルについて、発電事業者に求められる参加資格要件を満たしていることを確約し、関係書類を添えて参加を表明します。

1 補助事業名 鹿角市再エネ推進補助金（地域向け電源導入促進事業）

2 実施予定箇所（実施予定箇所欄に○印を記入）

No.	有休市有地の名称	所在地	実施予定箇所
1	旧雇用促進住宅駐車場敷	尾去沢字新堀 3 番 49 の内	
2	旧柏木森住宅敷	花輪字柏木森 31 番 8 の内	
3	旧大湯財産区有地敷	十和田大湯字上内野 31 番 1 の内	
4	旧大清水分校敷	十和田大湯字大清水 139 番の内	

添付書類

（１）事業者概要書（様式２）

（２）業務実績書（様式３）

（３）市税の滞納がないことを証する書類

〔連絡先〕

部署

担当者

電話

FAX

E-mail

【様式 2】

事 業 者 概 要 書

所 在 地	
商号又は名称	
代表者職氏名	
設 立 年 月	
資 本 金	
事 業 所 数	
社 員 数	
許可、資格等	
事 業 概 要	

※1 提出時の状況を記入してください。

※2 共同で事業を実施しようとする場合は、その構成員が分かるように示してください。

【様式 3】

業務実績書

太陽光発電設備設置・運営業務実績

[illegible]

【様式4】

鹿商－〇〇〇
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇 様

鹿角市長 〇〇 〇〇

参加資格審査結果通知書

参加表明のありました次の補助金のプロポーザルについて、参加資格審査結果を下記のとおり通知します。

補助金名： 鹿角市再エネ推進補助金（地域向け電源導入促進事業）
市有地活用型太陽光発電事業

記

1 審査結果

※上記の結果について、説明を希望される場合は、通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、その旨を記載した書面を下記連絡先に提出してください。

【様式5】

年 月 日

鹿 角 市 長 様

所 在 地

商号又は名称

⑨

代表者職氏名

プロポーザル参加辞退書

次の補助事業のプロポーザルへの参加について、辞退します。

- 1 補助事業名： 鹿角市再エネ推進補助金（地域向け電源導入促進事業）
市有地活用型太陽光発電事業
- 2 辞退理由

〔連絡先〕

部署

担当者

電話

FAX

E-mail

【様式 6】

年 月 日

鹿角市長 様

所 在 地

商号又は名称

㊟

代表者職氏名

質 問 書

補助事業名： 鹿角市再エネ推進補助金（地域向け電源導入促進事業）
市有地活用型太陽光発電事業

項 目	質 問 内 容

※ 記入欄が不足するときは、複写して作成してください。

〔質問者〕

部 署	
担 当 者	
電話・FAX・ E-mail	

【様式7】

鹿商－〇〇〇
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇 様

鹿角市長 〇〇 〇〇

質 問 回 答 書

鹿角市再エネ推進補助金（地域向け電源導入促進事業）市有地活用型太陽光発電事業のプロポーザルに対する質問書について、別紙のとおり回答します。

【様式 8】

〇〇年〇〇月〇〇日

鹿 角 市 長 様

所 在 地

商号又は名称

㊞

代表者職氏名

事業計画書等提出届

当方は、次の補助事業のプロポーザルについて、下記の書類を提出します。

補助事業名： 鹿角市再エネ推進補助金（地域向け電源導入促進事業）
市有地活用型太陽光発電事業

記

1 提出書類

- (1) 事業提案書 (任意様式)
- (2) 事業費積算書 (任意様式の見積書及び内容を様式 9 に記入)
- (3) 収支計画書 (任意様式)

2 提出部数

原本 1 部

副本 4 部

〔連絡先〕

部署

担当者

電話

FAX

E-mail

【様式 9】事業費積算書

区分	費目	細目	品名	金額	補助対象額	備考
工事費	本工事費	材料費				
	(直接工事費)	労務費				
		直接経費				
	(間接工事費)	共通仮設費				
		現場管理費				
		一般管理費				
	付帯工事費					
	機械器具費					
	測量及び試験費					
設備費	設備費					
業務費	業務費					
事務費	事務費					
その他						
計				0	0	

・事業費の区分、費目等については、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 別表第 1（交付対象事業費：設備整備事業）によること。

(参考)地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 別表第1(交付対象事業費:設備整備事業)

区分	費目	細目	内容
工事費	本工事費	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
	(直接工事費)	労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、 ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、 ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、システムを用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1.35万円/kW を上限とする。))
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事(交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。)に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合において、これに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。 PPA 契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。地方公共団体が交付金事業の執行にあたって直接必要となる事務費については別表第4による。

【様式10】

鹿商-〇〇〇
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇 様

鹿角市長 〇〇 〇〇

プロポーザル審査結果について（通知）

次の補助事業のプロポーザルについて、審査結果を下記のとおり通知します。

記

補助事業名： 鹿角市再エネ推進補助金（地域向け電源導入促進事業）
市有地活用型太陽光発電事業

審査結果 ：